**施設園芸産地緊急発展事業　Q＆A**

R7.3月改訂

問１　本事業を実施する背景と目的は何か。

（答１）

　高齢化や離農による遊休化ハウスの増加、ハウス整備に係る費用の高騰によるハウス整備の停滞により施設園芸産地の減退が懸念される。そのような中、まだ利用できる中古ハウス及び既存ハウスの有効利用等により、担い手へのハウス集積・集約を図ることで、施設園芸産地の維持・発展を目指すことを目的とする。

問２　採択要件は何か。

（答２）

　地域計画の目標地図に位置付けられた担い手（見込含む）であること、園芸品目を栽培する農業者であることを要件とする。

問３　事業内容は何か。

（答３）

　事業内容は、①中古ハウスの移設、②既存ハウスの補修・補強、③既存ハウスの仕様変更とし、新たにハウスを建設するものではない。

　補助率は1/3以内とし、補助上限額は2,500千円/10a以内、下限事業費は300千円（税抜き）とする。

問４　事業実施主体は誰か。受益農家戸数の要件はあるか。

（答４）

事業実施主体は、地域計画で位置付けられた担い手等の農業者であり、戸数要件は設定していない。そのため、１名での申請を可能とする。

問５　対象となる品目は何か。

（答５）

ハウス施設を使用する園芸品目（野菜、果樹、花き）を対象とする。また、園芸品目の育苗においてもハウス施設を利用する場合も対象品目とする。ただし、本事業によるハウスを整備後、処分制限期間の８年以上は使用すること。

問５－２　事業終了後、申請した品目以外の作物に転換しても良いのか

（答５－２）

品目の転換は構わない。ただし、事業実施後、事業を利用して移設、補修・補強、仕様変更を行ったハウスは、処分制限期間の８年以上は使用すること。

問６　処分制限期間とその考え方は何か。

（答６）

処分制限期間とは、取得してから継続して使用する必要がある期間のことで、当該事業におけるハウスの移設、補修・補強のいずれにおいても、事業主体が整備してから８年間の期間とする。取得以前の年数は加味しない。

問７　処分制限期間を８年とする理由は何か。

（答７）

農林畜産業県補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条に定める期間を準用する。

問８　中古ハウスの移設の具体的な取組みは何か。また、補助対象は何か。

（答８）

　異なる地点にある自己所有のハウスを集約すること、他者から取得（または譲渡）したハウスの移設等とする。

　補助対象は、移設に伴う、取得費、解体撤去費、運搬費、建込費、部材交換費、ハウス補強費、必要最低限の附帯設備とする。

問８－２　中古ハウスの移設の際、圃場に合わせて増設した場合の経費は補助対象となるのか。

（答８－１）

　移設に伴い増設した場合、増設部分の新規部材は補助対象とする。ただし、補助上限額を超えた分は自己負担となる。

問８－３　ハウスの移設、補修・補強・仕様変更に伴い、電気工事が発生した場合は、補助対象としてみなしてよいか。

（答８－３）

　ハウスを利用する際、電気工事は必要な工事であると認められることから、電気工事も補助対象経費とし、本体事業費に計上する。ただし、付帯設備導入に係る電気工事の場合は、本体事業費と分けて計上することとし、全体事業費の50％未満とする。

問８－４　移設、補修・補強・仕様変更を検討しているハウスについて、耐用年数が経過している場合でも補助対象となるのか。

（答８－４）

　耐用年数が経過している場合でも補助対象とする。ただし、事業実施後８年間は使用すること。

問８－５　ハウスを移設するにあたり、農地の賃借売買が発生した場合は、必ず農地中間管理機構を介して契約する必要があるのか。

（答８－５）

　農地中間管理機構を介することを基本とする。また、親子間であっても、農地中間管理機構を介した利用権設定を行うこととする。

問９　移設できるハウスの種類は何か。低コスト耐候性ハウスも対象となるか。

（答９）

ハウスの種類は問わないため、低コスト耐候性ハウスも対象とする。ただし、いずれのハウスも上限補助額は2,500千円/10a以内であり、下限事業費は300千円（税抜き）とする。

問９－１　ワイン用ブドウに利用する雨よけ施設（レインカット方式）も補助対象となるのか。

（答９－１）

　補助対象とする。ただし、事業実施後８年間は使用すること。

問10　下限事業費の単位は面積あたりか。

（答10）申請１件当たりとする。

問11　事業で導入したハウスは対象となるか。

（答11）

事業で導入したハウスも対象とする。ただし、必要な事務手続きを必ず確認し、適正に処理すること。

例えば、国の事業である「強い農業づくり総合支援交付金」で導入したハウスで、耐用年数を経過していないものは、財産処分等の手続きが必要となるため、必ず手続きの確認を行うこと。

想定される事業

　　強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業

　　農地利用効率化等支援交付金

攻めの園芸（緊急）生産対策事業、新規就農スタートアップ支援力強化事業

問12　他人から譲渡を受けるハウスについて、そのハウス整備のために借りた農業近代化資金の償還が残っている場合に注意することは何か。

（答12）前の所有者（資金を借りた者）が農業近代化資金の繰上償還を行った後に譲渡を受ける必要がある。

問12-2　農業近代化資金を借りて整備した自己所有のハウスを償還期間内に移設する場合に注意することは何か。

（答12-2）事業を活用して移設するに当たり、ハウスの使途（農産物の生産に必要な施設）が変わらなければ、目的外使用（繰上償還）には当たらないと考えられる。

ただし、移設に伴いハウスの面積が20%以上増減する場合や、移設工事期間に作物が栽培できないこと等で償還期限の延長等が必要な場合は、変更手続きが必要となるため、事前に融資機関に相談すること。

問12-3　農業近代化資金を借りて整備した自己所有のハウスを償還期間内に補修・補強等をする場合に注意することは何か。

（答12-3）事業を活用して補修・補強をするに当たり、ハウスの使途（農産物の生産に必要な施設）が変わらなければ、目的外使用（繰上償還）には当たらないと考えられる。

ただし、ハウスの規模や性能を大幅に変更する場合は、変更手続きが必要となるため、事前に融資機関に相談すること。

　　※スーパーL資金、経営体育成強化資金及び農業改良資金は、融資機関を通じて日本政策金融公庫に個別に確認すること。

問12-4　本事業を用いて、ハウスの移設、補修・補強・仕様変更を行った場合、自己負担部分については、近代化資金等の融資を利用するのは可能か。

（答12-4）可能である。ただし、本事業は国の交付金を財源としており、事務スケジュールの関係上、２月上旬までには業者への支払いを完了させる必要がある。そのため、融資を受ける時期については、関係機関と協議を行い、支払いに遅滞の無いように手続きを進めておくこと。

問13　園芸産地における事業継続強化対策事業で補強したハウスに本事業で補修・補強等を行ってよいか。

（答13）事業継続強化対策事業は、事業後10年使用が見込まれることとなっている。10年以内に補修等を行うことは、事業継続事業で適正な補強が実施されなかったこととみなされるため、本事業の対象外とする。

問13-2　本事業を利用し、移設、補修・補強・仕様変更を行ったハウスについて、再度要望を上げて、追加の補修・補強・仕様変更をすることは可能か

（答13-2）一度、本事業を利用して移設、補修・補強・仕様変更を行ったハウスについては、すでに必要な補強等は終了したと考えており、再度事業を要望することは認められない。ただし、本事業を利用していない他のハウスの移設、補修・補強・仕様変更は認めることとする。

問14　既存ハウスの補修・補強の具体的な内容は何か。また、補助対象は何か。

（答14）

　ハウスの長寿命化に資するものであり、部材の追加、基礎部の追加・補強、老朽化・破損に伴う部材の交換等とする。

　補助対象は、補修・補強に伴う、資材費、基礎の追加、必要最低限の付帯設備とする。

問15　ガラス温室を硬質プラスチックフィルムハウスにすることは対象となるか。

（答15）

　ガラス温室から硬質プラスチックフィルムハウスにすることはハウスの構造改造とみなし、仕様変更の対象となる。

問16　既存ハウスの仕様変更の具体的な内容は何か。また、補助対象は何か。

（答16）

　補助対象は、軒高の変更や天井ビニールのフルオープン化等のハウスの構造を変更するのに必要な経費とする。

問17　附帯設備の事業費を総事業費の50％未満とする理由は何か。

（答17）

当該事業の目的は、担い手へのハウス集約・集積が目的であり、附帯設備の導入支援を主な目的としていないため、附帯設備の事業費は補助対象となる全体事業費の50％未満とする。あくまでも、附帯設備の事業費はハウス本体に係る事業費を越えないこと。

なお、附帯設備の事業費が補助対象となる全体事業費の50％を超える場合は、超えた部分は自己負担とし、超えた部分を除いた額を補助対象全体事業費とする。

問18　附帯設備として補助対象と認めているものは何か。

（答18）

換気設備（谷、妻）、サイド巻き上げ設備、カーテン設備（自動巻き上げ、資材含む）、換気扇、加温機等ハウス内の温度を制御する設備、及び被覆資材、防虫ネットを補助対象とする。

炭酸ガス発生装置、環境制御装置（モニタリング機器含む）循環扇、育苗ベンチ、栽培槽、かん水設備、寒冷紗、電照設備等は補助対象外とする。

問18-2　付帯設備として導入した被覆資材等については、納品検査のみで良いか。

（答18-2）

本事業により導入した被覆資材等については、ハウスに設置することで完了とみなすこととしており、納品検査だけでは完了と認められない。そのため、必ず設置を行った後に確認検査を行うこと。

問18-3　谷部分やサイド部分の巻き上げの補修は、本体事業費としてみなして良いか。

（答18-2）

本事業では、巻き上げ部分について、付帯設備として補助対象とする。ただし、全体事業費の50％未満とすること。

問18-4　仕様変更でフルオープンにする場合、巻き上げ資材は本体事業費、付帯設備のどちらに入れれば良いか。

（答18-2）

フルオープンにするための巻き上げ資材（換気装置、パイプ等）は仕様変更に必要な部材と考えられるため、本体事業費に計上することとする。

問19　炭酸ガス発生装置等を補助対象外としている理由は何か

（答19）

当該事業の目的は、担い手へのハウス集約・集積であり、附帯設備の導入支援を目的としたものではないため、取得するハウスを利用するにあたり、必要最低限の附帯設備のみを補助対象とする。

問20　加温機を補助対象としている理由は何か。

（答20）

品目によっては、加温を必要とする品目もあるため、営農上で温度制御に必要最低限の附帯設備と捉えている。そのため、温度制御に必要な換気設備やカーテン設備等も補助対象とする。

問21　加温機を導入する際に必要となる、燃料タンク、防油堤は対象となるか。

（答21）

　加温機を導入する際に必要であるため、燃料タンク、防油堤も対象とする。ただし、燃料タンクと防油堤の事業費は附帯設備の事業費に含まれるため、全事業費の50％未満であること。

問22　循環扇を補助対象外としている理由は何か。

（答22）

循環扇は温度制御を目的としているものでなく、ハウス内の温度ムラを均一にするための設備である。そのため、循環扇は温度制御に必要最低限の附帯設備ではないため、補助対象外とする。

問23　附帯設備の導入において、規模決定根拠を作成する必要があるか。

（答23）

附帯設備の中で、適正規模を判断する必要がある設備は規模決定根拠を作成するものとする。例としては、加温機等が想定される。なお、カタログや図面等で適正規模・数量が判断できる設備は、カタログ等の提出で代えることができることとする。

問24　予算規模を超える要望があった場合はどうなるか。

（答24）

優先順位を決定し、予算の範囲内で採択を行う。優先順位は、①中古ハウスの移設を伴うもの、②補修・補強、③使用変更とし、かつ①～③それぞれの中では10ａ当たり事業費の低い順とする。地域間での調整は行わない。

問25　本事業の実施期間はいつまでか。

（答25）

　本事業は令和７年度単年事業で国の交付金を財源としている。令和７年度中に完了報告、支払いまで終了すること。そのため、工期は２月上旬を目途とされたい。

問26　しゅん工確認検査は必要か。

（答26）

　事業実施主体が施工業者とともに確認し、施工後の写真等を添付することでしゅん工確認検査に代えることとする。ただし、自家施工で行う場合は、事業実施主体と納品業者、または、事業実施主体と市町村の検査員が確認検査を行うこととする。

　なお、事業が適正に実施されたかを確認するために、県により抽出で事業実施主体に対し、書類、事業実施箇所等を調査できるものとしている。

問27　移設先の整地は経費として認めるのか

　（答27）国庫事業に準じ、対象外とする。

問28　補助金の支払いはどうなるか

（答28）事業年度内に概算払の申請時期を２回設定する。概算払を申請しなかった場合は、実績報告後、精算払とする。

問29　ハウスの取得費は、経営が別であれば、親子間でも補助対象となるか。

（答29）取得費を対象とするのは、第三者間とし、三親等以内であれば別経営体でも取得費は補助対象外とする。三親等の考え方は、「新規就農スタートアップ支援力強化事業」に準じる。

問30　他の地域計画の地区、他の市町村からハウスを移設してもいいか。

（答30）事業実施主体が県内の市町村の地域計画に担い手として位置づけられていれば、地域計画の地区や市町村を越えて移設することは構わない。ただし、地域計画は地域の農地の利用の計画であるため、移設先が県外である場合は対象外。

問31　２つのハウスについて事業に取り組む場合、一つのハウスで補修を行い、もう一つのハウスは付帯設備のみの導入を考えているが、そのような取組は認められるのか。

（答31）本事業では、移設、補修・補強・仕様変更を行ったハウスでのみ、必要最低限の付帯設備の導入を認めている。そのため、問にあるような形での付帯設備の導入は認められない。